

東京国税局練馬西税務署における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

- 9月8日（水）、練馬西税務署の職員（女性・四十代）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

【当該職員の従事状況】

- 当該職員は、主に税務署内部での事務処理に従事するほか、8月31日（火）及び9月6日（月）に、業務において納税者等と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染予防策を講じておりました。
- また、9月8日（水）以降は、自宅待機等のため税務署での勤務はありません。

【練馬西税務署における対応】

- 練馬西税務署においては、毎日、総合窓口の消毒・清掃を実施しております。
- また、9月8日（水）、当該職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明したことを受け、当該職員が従事していた区画を中心に、改めて、広範に消毒・清掃を行いました。
- 当該職員と接触があった職員に対しては、9月8日（水）15時以降、自宅待機を指示しています。
- 現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。
- なお、練馬西税務署の総合窓口業務については、通常どおり行っております。